

件 名

令和 7 年度埼玉県教科用図書選定審議会の答申について

提出理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 8 条の規定に基づき、埼玉県教科用図書選定審議会から答申があったので、別紙のとおり報告します。

概 要

答申事項

- 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
- 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

(義務教育指導課)



令和7年5月20日

埼玉県教育委員会 様

埼玉県教科用図書選定審議会
会 長 岩田 泉



令和7年度教科用図書採択に関する答申

令和7年5月20日付け教義指第88号で諮問のありました事項について、下記のとおり答申いたします。

記

1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について

「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」については別添のとおりとする。また、以下の点について特に留意すること。

- (1) 「採択基準」の作成に当たっては、引き続き、市町村教育委員会等の一般的な指針となるように配慮すること。
- (2) 「静ひつな環境の確保」と「会議の公開・議事録の公表」は両立できることであり、今後も引き続き、ガイドラインを踏まえ、より一層教科用図書採択の公正性・透明性を高めること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択については、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮すること。

2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

「県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」については別添のとおりとする。また、以下の点について特に留意すること。

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の採択については、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、学校の特色や児童生徒の実態に即したものにすること。
- (2) 県立特別支援学校の教科用図書の採択については、引き続き、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮すること。

県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について 行う指導、助言又は援助の基本的考え方

市町村教育委員会等の行う教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領を踏まえ、関係法令や通知等に基づく公正かつ適正な採択が行われるよう、以下の考え方に基づき指導、助言又は援助を行う。

1 全般的事項

- (1) 教科用図書の十分な調査研究を行い、関係者自らの見識や判断等を基に慎重かつ十分な協議を重ね、採択権者がその判断と責任に基づき、主体的に採択することが重要であること。
- (2) 協議に当たっては、児童生徒にとっての教育上の効果及び地域や学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること。特に、特別支援学校及び特別支援学級については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえることが重要であること。
- (3) 県が行う指導、助言又は援助の内容は、市町村教育委員会等の主体性を損なわないように留意することが重要であること。
- (4) 「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第68

2号)を踏まえ、教科用図書の採択の公正性・透明性を高めるようにすることが重要であること。

2 留意事項

- (1) 様々な働き掛けにより公正かつ適正な採択に支障を来たすことがないよう、静ひつな環境の確保に努めることが重要であること。
- (2) 教科用図書採択への疑念を生じさせないよう、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること。
- (3) 調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること。

県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方

埼玉県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択の確保を図るため、県立義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、以下の考え方に基づいて行う。

1 基本的な態度

- (1) 教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画及び埼玉教育の振興に関する大綱の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。
- (2) 教科の主たる教材として、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、学校の特色や児童生徒の実態を踏まえた教科用図書を採択する。その際、以下の2に示す「調査研究の観点」及び3の「留意事項」を踏まえ、教科用図書の十分な調査研究を行う。
- (3) 県立特別支援学校の教科用図書については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択する。

2 調査研究の観点

- (1) 組織・配列・分量について
学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。

(2) 内容について

ア 各教科

- (ア) 知識及び技能が習得されるようにするための効果的な工夫がなされていること。
- (イ) 思考力、判断力、表現力等を育成するための効果的な工夫がなされていること。
- (ウ) 学びに向かう力、人間性等をかん養するための効果的な工夫がなされていること。

イ 特別の教科 道徳

- (ア) 現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。
- (イ) 発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。
- (ウ) 「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。

(3) 学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について

学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。

(4) 資料について

写真・挿絵・図表・数表・地図・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。

(5) 表記・表現について

ア 記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。

イ 表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

3 留意事項

- (1) 学校の教育目標の達成に向け、適切であること。
- (2) 学校の特色・児童生徒の実態及び保護者等の意見を踏まえたものであること。
- (3) 児童生徒の生活、経験及び興味・関心等に対する配慮がなされていること。

市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準

この採択基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択するに当たって、全般的に準拠すべき基本的な態度や教科用図書の調査研究の観点を述べたもので、市町村教育委員会等がそれぞれの児童生徒、学校、地域の実態等の諸条件を考慮の上、教科用図書を採択するときの一般的な指針となるものである。

なお、この採択基準は、採択地区が2以上の市町村を併せた地域で設置する採択地区協議会において教科用図書を選定するときの一般的な指針ともなるものである。

1 基本的な態度

- (1) 市町村教育委員会等は、教科用図書の十分な調査研究を行い、関係者自らの見識や判断等を基に慎重かつ十分な協議を重ね、採択権者の判断と責任に基づき、主体的に採択する。
- (2) 市町村教育委員会等は、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。
- (3) 市町村教育委員会等は、教科の主たる教材として、小学校・中学校・特別支援学校における全ての児童生徒にとって教育的効果がより期待でき、児童生徒、学校、地域の実態に即した教科用図書を採択する。特に、特別支援学校及び特別支援学級については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえて教科用図書を採択する。
- (4) 市町村教育委員会等は、「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）等を踏まえ、教科用図書の採択の公正性・透明性を高めるようにする。
- (5) 市町村教育委員会等は、教科用図書の採択に当たり、下記に示す「2 調査研究の観点」を参考に、種目ごとに調査研究の観点を定め、教科用図書の十分な調査研究を行う。その際、同一の採択地区を構成しない市町村であっても、教科用図書の調査研究を合同で行うことは差し支えない。
- (6) 2以上の市町村で構成する採択地区協議会は、上記の(1)～(5)について、「市町村教育委員会等」を「採択地区協議会」、「採択」を「選定」と読み替えることとする。

2 調査研究の観点

- (1) 組織・配列・分量について
学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。
- (2) 内容について
 - ア 各教科
 - (イ) 知識及び技能が習得できるようにするための効果的な工夫がなされていること。
 - (ロ) 思考力、判断力、表現力等を育成するための効果的な工夫がなされていること。
 - (ハ) 学びに向かう力、人間性等をかん養するための効果的な工夫がなされていること。
 - イ 特別の教科 道徳
 - (イ) 現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。
 - (ロ) 発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。
 - (ハ) 「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。
- (3) 学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について
学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。
- (4) 資料について
写真・挿絵・図表・数表・地図・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。
- (5) 表記・表現について
 - ア 記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。
 - イ 表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項に基づき、市町村教育委員会等が行う義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任のもと、公正かつ適正に行わなければならない。その際、「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）等を踏まえるとともに、下記の事項に留意することとする。

記

- 1 教科書発行者と関係がある者については、【ガイドライン】「（2）教科書発行者との関係」を踏まえ、教科用図書の採択事務から確実に外すこと。
- 2 市町村教育委員会に選定委員会等を設置する場合、保護者の参画を促進すること。
- 3 選定委員会等を設置する場合には、その任務が十分に果たされるようにするため、教科用図書の調査研究を行う専門員等を置くことができる。なお、複数の採択地区において、調査研究を共同で行うことも可能である。その際、専門員等の人数は、十分な調査研究を確保することができるようにすること。
- 4 選定委員会等は、教科用図書の選定に当たり、学校において教科用図書についての調査研究を行わせること。また、調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること。
- 5 教科用図書の採択は、全ての教科用図書の調査研究を行った上で実施すること。
- 6 学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）の扱いに関して、教科用図書の採択は紙の教科用図書を決定する行為であることから、調査・検討の対象は紙の教科用図書とすること。
ただし、令和6年度の中学校英語の教科用図書の採択については、文部科学省から令和6年度以降、英語のデジタル教科書を紙の教科用図書と併せて提供することや、本年、デジタル教科書の見本として中学校英語のデジタル教科書の一部を提供することが予定されていることから、中学校英語のデジタル教科書の見本を調査し、考慮の一事項とすることができること。
- 7 専門員等が作成する資料においてそれぞれの教科用図書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定については十分な審議を行い、必ず上位の教科用図書の中から採択することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと。
- 8 教職員の投票によって採択教科用図書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。
- 9 「静ひつな環境の確保」と「会議の公開・議事録の公表」は両立できることであり、ガイドラインを踏まえ、より一層教科用図書の採択の公正性・透明性を高めること。
- 10 様々な働き掛けにより円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や違法な働き掛けがあった場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとることなどにより、採択の公正確保について万全を期すこと。
- 11 教科書発行者の宣伝行為についてその実態を把握し、事前に適切な対策を講ずるなど、採択の公正確保の一層の徹底に努めること。
- 12 採択結果・理由、教科用図書の調査研究のために作成した資料、教育委員会の会議の議事録など、採択に関する情報の積極的な公表に努めること。
- 13 国立・私立の義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、上記「1、5～12」に準ずる。

根拠法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

（昭和３８年法律第１８２号）

第三章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第１０条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第１１条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

２ 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

（教科用図書の採択）

第 1 3 条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第 1 0 条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

（同一教科用図書を採択する期間）

第 1 4 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

（昭和39年政令第14号）

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第7条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第8条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。